市営建設関連業務の指名競争入札心得

平成20年8月8日制定 平成21年3月30日改正 平成21年5月8日改正

(入札書記載事項)

- 第1条 入札書(様式第1号)には、次の各号の項目を記載しなければならない。
 - (1) 入札年月日
 - (2) 入札金額
 - (3)入札件名(業務委託名)
 - (4) あて名(宮古市長 とする。)
 - (5) 入札参加者住所・商号又は名称・代表者氏名(委任された者が入札を行なう場合は、委任者住所・商号又は名称・氏名、受任者氏名、頭書に「代理人」と記載する。)

(入札等)

- 第2条 入札は、指名競争入札案内通知書に記載の日時及び場所において行い、即時開札とする。
- 2 入札参加者は、仕様書、設計図書、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計図書、現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 3 入札書は、郵便をもって提出することができない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状(様式第2号)を持参させなければならない。この場合において、代理人が委任状を持参しないとき、又は持参した委任状に不備があるときは失格となり当該入札に参加することができない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項で準用 する第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札保証金)

第3条 入札保証金は、免除とする。

(入札の辞退)

- 第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札を辞退しようとする者は、次に掲げるところにより申し出なければならない。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第3号)を契約担当者に直接持参又は郵送(入札前に到着するものに限る。)すること。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 3 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取り止める ことがある。
- 4 入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。 (無効の入札)
- 第6条 次に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 記名押印をしていない入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - (6) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
 - (7) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (8) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札者となるべき者が複数となった場合の落札者の決定)

- 第8条 落札者となるべき者が複数となった場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を 定める。
- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない 職員にくじを引かせる。

(異議の申立て)

第9条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計図書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(指名停止措置)

第10条 入札において談合その他の不正行為等をした者には、市営建設工事に係る指名停止措置 基準(以下「措置基準」という。)に基づく指名停止の措置に準じた措置を講ずることがある。

(違約金)

第11条 落札者が、落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方 消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収できるものとする。

(契約の成立要件)

- 第12条 契約は、落札者と決定された者と締結するが、請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。
 - (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合(市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。)
 - (2) 措置基準に基づく指名停止措置を受けた場合